

筑北村障害者活躍推進計画

機関名	筑北村
任命権者	筑北村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
筑北村における障害者雇用に関する課題	筑北村においては、法定雇用率を達成している。今後も、継続して障害者である職員の任用を行っていくためにも、障害の有無に関わらず働きやすい環境の整備や、任用された障害者である職員が、やりがいを持って仕事をするような取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） 各年度 6月1日時点の法定雇用率以上 評価方法 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法） 毎年の任免状況通報時に定着状況を把握・進捗管理をする。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、人事担当者等が労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討する。 ○所属長との面談をおこなう中で、業務の状況などを確認し、必要に応じ検討を行う。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○所属長による面談等を通じて、障害者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、可能な範囲内において必要な措置を講じる。
その他	
	○関係法令等に基づき、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。